

「都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会」第3回 資料

東京都内の事例紹介

平成26年12月22日（月）
東京消防庁防災部副参事 福永輝繁

内 容

1 地域における消防防災体制

2 地域防災力の強化に向けた取組み

(1) 地域と連携した指導的取組み事例

(消防団)

(2) 個人情報活用などの取組み事例

(町会等)

3 課題

1 地域における消防防災体制

(1) 地域における消防防災体制

(2) 消防団の現状

(3) 消防団を中核とした地域防災力の
充実強化に関する法律

地域における消防防災体制

平成26年4月1日現在

消防機関

常備消防
(752本部)
約16.1万人

うち、女性消防団員
約2.2万人

消防団
(2,221団)
約86.4万人

婦人(女性)防火クラブ
(9,106クラブ)
約138万人

少年消防クラブ
(4,558クラブ)
約41.6万人

自主防災組織
(156,840組織)
約4,181万人

消防団の現状

◆消防団の特質

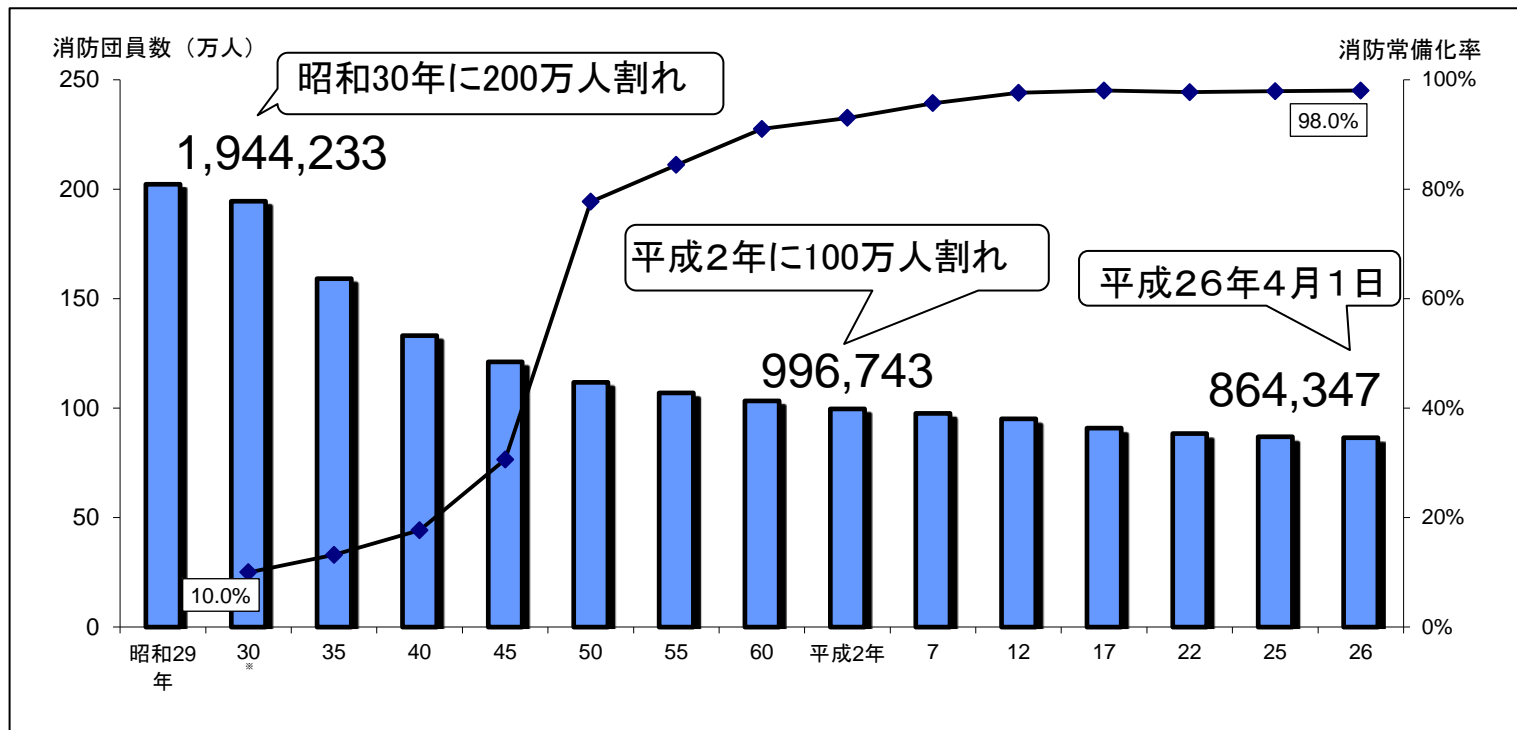
○ 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況 (平成26年4月1日現在)

○ 団数:2,221団(全国すべての市町村に設置) ○ 分団数:22,560分団 ○ 団員数:864,347人

2 消防団員数と消防常備化率の推移

(前年度比4,525人減)



消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成26年4月1日現在で約86.4万人と戦後一貫して減少

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

2 地域防災力の強化に向けた取組み

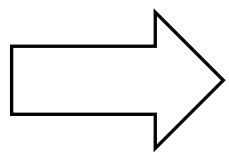
(1) 地域と連携した指導的取組み事例 (消防団)

地域と連携した指導的取組み事例(消防団)(1)

	内 容	地 域
1	各分団に「住民指導班」を結成し、防災訓練、救命講習、町会の訓練指導等を実施。中学生に対しても、可搬消防ポンプの取扱いや放水を指導。	板橋区
2	中学生の部活動8部150名に対し、夏休みにD級ポンプ取扱訓練を指導。 中学校に宿泊して行う防災訓練でも、講話、給食訓練、D級ポンプ取扱訓練等を実施。	豊島区

地域と連携した指導的取組み事例(消防団)(2)

	内 容	地 域
3	約50%が70歳以上という町会に対し、防災行動力を高める目的で、 災害時要援護者の避難誘導訓練 を実施。	江東区
4	住宅密集地域で、 スタンドパイプ を活用した町会 独自の継続的な訓練 を、中心となって指導。	品川区



町会、自治会単位の訓練、救命講習、中学生や高校生への訓練(総合防災教育)、消防少年団活動、地域の防災訓練等において、**消防団が地域と連携して指導的役割**を担っている。

2 地域防災力の強化に向けた取組み

(2) 個人情報活用などの取組み事例 (町会等)

町会、自治会等の状況①

『自主防災組織育成講習会』(東京消防庁)
実施日:平成26年12月13日(土)
参加者:町会長、自治会長 防災担当者、
自主防災組織役員等、計101名

☆都内の町会長、自治会長等の声

町会、自治会、自主防災組織として効果的に活動するために名簿が必要である事は十分認識しているが、会員名簿も要支援者名簿も、作ることができない。

町会、自治会等の状況②

※名簿を作成できない理由

○本人が教えたがらない

他人に知られたくない(個人情報、障害、高齢世帯であること…)

流出、悪用への不安→ポストにも自宅にも名前なし

○役員も持ちたくない

「持てないはず」「持つべきではない」

流出、悪用への不安。責任が重い。

○行政も提供してくれない

町会、自治会等の状況③

☆名簿を作成している町会等あり ⇨ 目的や理由が明確

○単なる交流や利便ではなく、**共助、要配慮者支援(安否確認・避難支援)**のために必要。

○災害時に相互支援するためには、**日頃から顔が見える関係**が不可欠。

○知らない者同士では、**非常事態に助け合い、協力、譲り合い、**はできない。

○普段の付き合いがない人、顔見知りでない人を助けることはできない。

町会、自治会等の状況④

☆名簿作成のコツ、工夫

「個別に訪問し、物を渡すなどして、直接話をすれば、「いやだ！」と言う人はいない！！」

☆管理

- 鍵がかかる場所
- 複製を作らない
- 責任ある者が管理
- 目的外使用の禁止

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(1)

	内 容	地 域
1	<p>自治会役員と民生委員で自宅を訪問して状況を把握、災害時要援護者名簿とマップを作成。 中学生も参加する救護、搬送訓練や、消防署等と協力して行う個別訪問(防火防災診断)に活用。</p>	大田区
2	<p>団地の管理組合が全戸を訪問し「居住者名簿」を作成して、災害時要援護者の情報を把握。 東日本大震災時には、管理組合員が、各戸に声を掛けて安否確認に活用。</p>	狛江市

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(2)

	内 容	地 域
3	<p>自治会加入の如何に関わらず、役員が戸別訪問して、災害時支援を自治会事業とする趣旨を説明し、支援希望者を募集。</p> <p>同じく募集した協力員40名や市民消火隊員等により、支援を希望した要援護者206人への支援体制を確保。支援を辞退した者にも可能な限り支援できる体制を確保。</p> <p>要援護者支援マップを作成し地域内の状況把握と、災害時避難支援計画の作成などに活用。</p>	大田区

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(3)

	内 容	地 域
4	<p>手上げ式で災害時要援護者情報を収集し、みまもりマップを作成。</p>	墨田区
5	<p>自治会員全戸に「災害時避難支援カード」を配布し、カード提出者を支援する支援担当者を指定。 平時は連絡や情報提供にも活用。</p>	八王子市

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(4)

	内 容	地 域
6	<p>団地の各棟ごとに「災害時地域たすけあい名簿」を作成。</p> <p>東日本大震災時には、各棟で名簿掲載の全世帯の安否確認を円滑に実施。</p>	中央区
7	<p>団地。災害時に災害時要援護者を円滑に救助できるよう、名簿を作成。</p>	墨田区

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(5)

	内 容	地 域
8	<p>町会独自に「災害時 避難の手助けをする運動」として、町会費集金や防災訓練の際に呼び掛け、高齢者、障害者等の支援を必要とする人の登録を呼びかけて名簿を作成。</p> <p>支援者も指定し、平時から孤立しないよう、声掛けや、火災予防のための個別訪問にも活用。</p>	大田区
9	<p>町会が老人会と協力し、高齢者世帯等の災害時に支援が必要な人の情報を収集。</p>	江東区

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(6)

	内 容	地 域
10	住宅地の自治会で、自主防災会が市と連携して「災害時要援護者台帳」を作成し、訓練時には台帳を活用して訪問。面談等を行って実態を把握するとともに信頼関係を構築	日野市
11	高層マンション。災害時に居住者から協力を得るため、「震災時協力プロフィール表」の提出協力を得て、取得している資格、特殊技能、経験、得意作業等を把握。	品川区

区の実施事例(1)

☆世田谷区

町会、自治会と協定を結んで名簿を提供し、災害時要援護者と、支援者とを結びつける取組み(平成18年度から)

○区と町会、自治会とで、地域の助けあい活動の推進や災害時要援護者名簿の管理等に関する「災害時要援護者の支援に関する協定」を締結。

○区は、要援護者本人に同意確認し、名簿を作成。

該当地区の町会、自治会及び担当する民生委員・児童委員へ名簿を提供。

○町会、自治会及び民生委員・児童委員は、互いに連携及び協力し、名簿の情報を活用した助けあい活動を実施。

※町会等の遵守事項

- (1) 名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (2) 個人情報情報の漏えいを防止すること。
- (3) 名簿に登載されている個人情報情報を災害時要援護者支援事業以外の目的に使用しないこと。
- (4) 名簿を複写しないこと。
- (5) 名簿を保管・管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の関与の下に乙の内部において名簿を使用すること。
- (6) 名簿管理責任者の住所、氏名等を世田谷区災害時要援護者支援事業名簿管理者届により区に届け出ること(名簿管理責任者に変更があった場合及び名簿管理責任者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。)
- (7) 乙の外部へ名簿の情報を提供しないこと。

※町会等の取組み事例

- 約7割の町会では「災害時高齢者助け合いネットワーク」などを従前から構築。
- 区との協定により、住民や地元大学の学生をボランティアのサポート員に指定。
- マップを作成。
- 顔合わせを実施。
- 町会、住民、大学が連携した訓練を毎年実施。
- 災害時には、安否確認、救出救護、避難誘導を実施。
- 住民は平時には、困った時の相談も担当。

区の実施事例(2)

☆中野区

「非常災害時救援希望者登録申請」

災害発生時に自力避難が困難な高齢者や障害者などが、あらかじめ希望して登録し、地域住民が救援や支援を実施。

※町会等の実施事例

- 区からの名簿に記載されている人について、それぞれ担当を決め、訪問する「顔見知り運動」を実施。
- 防災訓練の際に、車いすによる搬送を実施。
- 町会の地区担当者が、震度5強以上の際には、必ず全員を確認。

課 題

- (1) 災害対策基本法「避難行動要支援者名簿」の取扱い
- (2) 町会、自治会等未加入者への対応
- (3) 町会、自治会、自主防災組織等未結成地域への対応
- (4) 地域等との関わりを拒む要配慮者への対応

ご清聴
ありがとうございました

